

か告示第 161 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による農用地等集団化事業（花園村上流部土地改良区営土地改良事業）についての換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成19年 11月 1日

かつらぎ町長 山本 惠章

1. 字東手に編入する区域

大字	字	地番
花園中南	井デノ谷	299、299-1、299-2、299-3、300、300-1、300-2、302、303及び304の全部 305、306、307-2、道路及び水路の一部
	谷ノ瀬	404及び405の全部 403、403-2及び水路の一部
	スゲドウ	419の全部 水路の一部

2. 字井デノ谷に編入する区域

大字	字	地番
花園中南	谷ノ瀬	400、402及び408の全部 403、403-2及び水路の一部

地番については、平成19年5月29日現在のものである。